



宮 崎 県 公 報

平成27年 4 月16日 (木曜日) 第 2684 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (自然環境課) 1
- 民有林の保安林の指定解除…………… (“) 1
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2
- 歳入の収納の事務の委託…………… (水産政策課) 2

公 告

- 宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃借及び運用・保守に関する業務に係る企画提案競技の実施…………… (医療業務課) 2

- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3
- 入札公告 (2 件) …………… 3

労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
 閥歴等の公示…………… 6

県議会公告

- 公文書開示等の状況…………… 6

正 誤

- 平成27年 4 月 2 日付け県公報 (第2680号) 中…………… 7
- 平成27年 4 月 6 日付け県公報 (第2681号) 中…………… 7

告 示

宮崎県告示第 277号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字宮ヶ原乙3125-3 から乙3125-5 まで、乙3132-6 から乙3132-9 まで、乙3136、乙3137、乙3138-1、乙3138-2、乙3139、乙3140、乙3141-2、乙3141-3
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字宮ヶ原乙3125-3・乙3125-4・乙3132-6・乙3132-9 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)、乙3138-1、乙3138-2、乙3139、乙3140、乙3141-2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 278号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字上桑木田9444-13、9448-1 から9448-4 まで、9449-1、9449-5、9449-8、9449-21、字下桑木田9451-4、9451-5、9451-9
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 279号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所
 - 東臼杵郡美郷町北郷黒木字玉カツラ1705-15、1705-16、1707-73、字シメ山1749-43、1756-32、1756-34、1756-42、字トン谷1746-6、1748-6、字土々呂1851-17、1851-18、1852-6、1852-7、1855-14、字日平4-14、字所野 410-12、410-13、字ヨリキ 192-31、192-32、192-34から 192-36まで、193-13、字アイノ内32-14、北郷入下字アイノ内 130-6、字ウツキ藪 134-2、134-3、東臼杵郡門川町大字川内字日平 3499-69字水ナシ 805-22、822-13から 822-16まで、865-

- 11、865-12、873-8、字ニクシ 882-7、894-2、905-4、字赤木谷1021-5、1021-6、字今別府 955-4、967-4、字飯干 986-4、字猪ノ内 928-12、字土々呂平1100-18、1100-19、字山中1101-23から1101-25まで、1102-13、1115-2、1116-2、日向市東郷町山陰字長迫己1329-29
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第 280号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1311	尾川 英樹 東臼杵郡諸塚村大字家代 260番地	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	尾川 英樹 東臼杵郡諸塚村大字家代 260番地

宮崎県告示第 281号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守に関する業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成27年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 企画提案競技に付する事項
 - (1) 業務件名 宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守に関する業務
 - (2) 業務の特質等 宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守に関する業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年10月31日まで
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この企画提案競技に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成17年宮崎県条例第81号) 第2条第1項第1号の規定による

契約であり、県は、1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 企画提案競技に参加する者に必要な資格
 - (1) 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者又は契約の締結までに資格取得見込みの者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者
 - (2) 過去5年以内に、宮崎県立看護大学教務等支援システム (学生数約 500名、教職員約 100名) と同規模以上の大学における教務等支援システム構築実績を有している者
 - (3) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者
 - 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課教務学生担当
 - (2) 期間 平成27年4月16日 (木) から平成27年5月8日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
 - 5 宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守に関する企画提案競技実施要領 (以下「実施要領」という。) 及び仕様書の配布場所及び配布期間
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課教務学生担当
 - (2) 期間 平成27年4月16日 (木) から平成27年5月8日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
 - 6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学本館小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1
 - (2) 日時 平成27年4月23日 (木) 午後2時30分から
 - 7 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。

 - (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課教務学生担当
 - (2) 提出期限 平成27年5月8日 (金) 午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
 - 8 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
 - 9 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課教務学生担当
 - (2) 提出期限 平成27年5月27日 (水) 午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
 - 10 業務委託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審査委員会の審査を経て業務委託候補者を選定するものとする。

- 11 企画提案競技に関する事務を担当する部局
宮崎県立看護大学総務課教務学生担当 宮崎市まなび野 3 丁目 5 番地 1 郵便番号 880-0929 電話番号0985 (59) 7700
- 12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required : Educational system machinery (software and hardware)- 1 set and operation and maintenance
 - (2) Proposal submission deadline:5:00p.m. May 27, 2015
 - (3) Contact point for the notice : Miyazaki Prefectural Nursing University, 3-5-1, Manabino, Miyazaki City, 880-0929 Japan. TEL: (+81) 985-59-7700

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役社長 春原博
東京都品川区東五反田二丁目10番 2 号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 尾内泰成
(変更後) 代表取締役社長 春原博
- 4 変更の年月日
平成25年 6 月27日
- 5 変更した理由
法人の代表者を変更したため
- 6 届出年月日
平成27年 3 月25日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成27年 4 月16日から平成27年 8 月17日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成27年 4 月16日から平成27年 8 月17日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画風致地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年 4 月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 宮崎県立看護大学情報端末機器 (パソコン、プリンタ等) 及び授業支援システム 一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成27年 8 月31日
 - (4) 契約期間 平成27年 9 月 1 日から平成32年 8 月31日まで (60 月)
 - (5) 納入場所 入札説明書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。)
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成17年宮崎県条例第81号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約

であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、第三者は、入札に参加できない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎市まなび野3丁目5番地1 郵便番号 880-0929 電話番号0985(59)7700

イ 提出期限 平成27年5月20日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成27年4月16日から平成27年5月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当

(2) 期間 平成27年4月16日から平成27年5月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当

(2) 期間 平成27年4月16日から平成27年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1

(2) 日時 平成27年4月23日午後3時30分

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当

(2) 提出期限 平成27年5月26日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1

(2) 日時 平成27年5月27日午後3時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立看護大学総務課財務担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of goods up for bid:Information system terminal machinery 1 set (Personal computer, printer, software)

(2) Time limit for tender:5:00p.m May 26, 2015

(3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefectural Nursing University, 3-5-1 Manabino, Miyazaki City, 880-0929 Japan.TEL:0985-59-7700

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 宮崎県立看護大学情報システム基幹ネットワーク機器等 一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年8月31日

(4) 契約期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで(60月)

- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、(1)4の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）のものであること。
- イ この公告の日から企画提案書のヒアリングを行う日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- エ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できる者であること。
- オ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- カ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- ア 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎市まなび野3丁目5番地1 郵便番号 880-0929 電話番号0985（59）7700
- イ 提出期限 平成27年5月20日午後5時
- ウ 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限

る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成27年4月16日から平成27年5月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
- (2) 期間 平成27年4月16日から平成27年5月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
- (2) 期間 平成27年4月16日から平成27年5月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1
- (2) 日時 平成27年4月23日午後1時30分

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
- (2) 提出期限 平成27年5月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

入札への参加を希望する者は、入札説明書で定める企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等を提出した者に対しては、平成27年6月1日にヒアリングを行う予定である。

- (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
- (2) 提出期限 平成27年5月26日午後5時（郵便にあっては、平成27年5月26日必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1
- (2) 日時 平成27年5月27日午後1時30分

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格（以下「予定価格の範囲内の価格」という。）をもって入札した者であつて、入札説明書で定める総合評価の

法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

- 14 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県立看護大学総務課財務担当
- 15 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 16 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
 - (1) Nature and quantity of good/service up for bid:Information network system machinery (software and hardware)-1 set (includes supply, installation, adjustment, maintenance, etc. of machinery/tools)
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m May 26, 2015
 - (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Nursing University, 3-5-1 Manabino, Miyazaki City, 880-0929 Japan. TEL: 0985-59-7700

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第 478号) 第 4 条及び労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第 1 号) 第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成27年 4 月16日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成27年 4 月 6 日現在)

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
有 村 文 雄	県労働委員会労働者委員 N T T 労働組合九州総支部副執行委員長兼宮崎支部長	平25. 8. 20
江 藤 修 一	県労働委員会事務局長	平27. 4. 6
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社顧問	平25. 8. 20
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	平25. 8. 20
大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員	平25. 8. 20

	株式会社宮崎信販代表取締役社長	
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平25. 8. 20
工 藤 久 昭	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平25. 8. 20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平25. 8. 20
黒 木 忠 博	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平25. 8. 20
末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業株式会社顧問	平25. 8. 20
砂 本 良 一	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平26. 4. 7
田 畑 吉 啓	県労働委員会事務局調整審査課 課長	平27. 4. 6
中 川 育 江	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長	平25. 8. 20
中 原 健 次	県労働委員会公益委員 元宮崎県福祉保健部長	平25. 8. 20
久 松 弘 幸	県商工観光労働部労働政策課長	平25. 8. 20
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
山 崎 真 一 朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	平25. 8. 20

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例 (平成14年宮崎県条例第27号) 第27条の規定により、平成26年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成27年 4 月16日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
11	11	2	0	0	0	0	13

(注 1) 1 件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	1	10	11
県 外	0	0	0
計	1	10	11

3 不服申立ての件数

0 件

正 誤

平成27年4月2日付け県公報（第2680号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	13	家代2683番地	家代3063番地

平成27年4月6日付け県公報（第2681号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	13	都市計画の決定図書の写しの縦覧	都市計画の変更図書の写しの縦覧

--	--